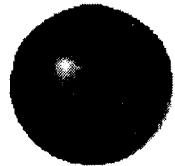


見直しに係る論点と経過措置等

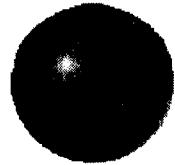


障害に係る公費負担医療の利用者負担の見直しに伴う論点

- 1 「重度かつ継続」の具体的な範囲の明確化。
 - 2 通常高額の医療費が継続的に発生する「重度かつ継続」であるが、一定所得以上の者に係る円滑な移行のための経過措置。

→ 例えば精神通院公費 統合失調症 医療費15万円 7.5千円 → 4.5万円
 - 3 今回の見直しで、平均負担率が1%台から7~8%になると推計される育成医療に係る負担の円滑な移行のための経過措置。

→ 精神通院は5%→7%程度、更生医療は1%→3%程度へと変化することとの均衡
- (発生要因)
- 所得税額30万円未満の若い世帯(課税世帯)の比率が高い(約7割)こと
 - 上記世帯で、1ヶ月で高額な医療費が発生する場合(小児の先天性心臓疾患等など)には、実質的に給付対象外となること等
- ※ こうした事例も、年間医療費負担でみれば、重度かつ継続と同じような負担水準(月額1万円 上限×12月=年間12万円)となり、総負担額の面からは公平性が図られている。



制度改正案に係る経過措置等の概要

1 「重度かつ継続」の範囲の見直し

「重度かつ継続」の範囲については、実証的な研究を踏まえて2年以内に見直し。
(その後も医学の進歩等の状況も踏まえて、継続的に見直し。)

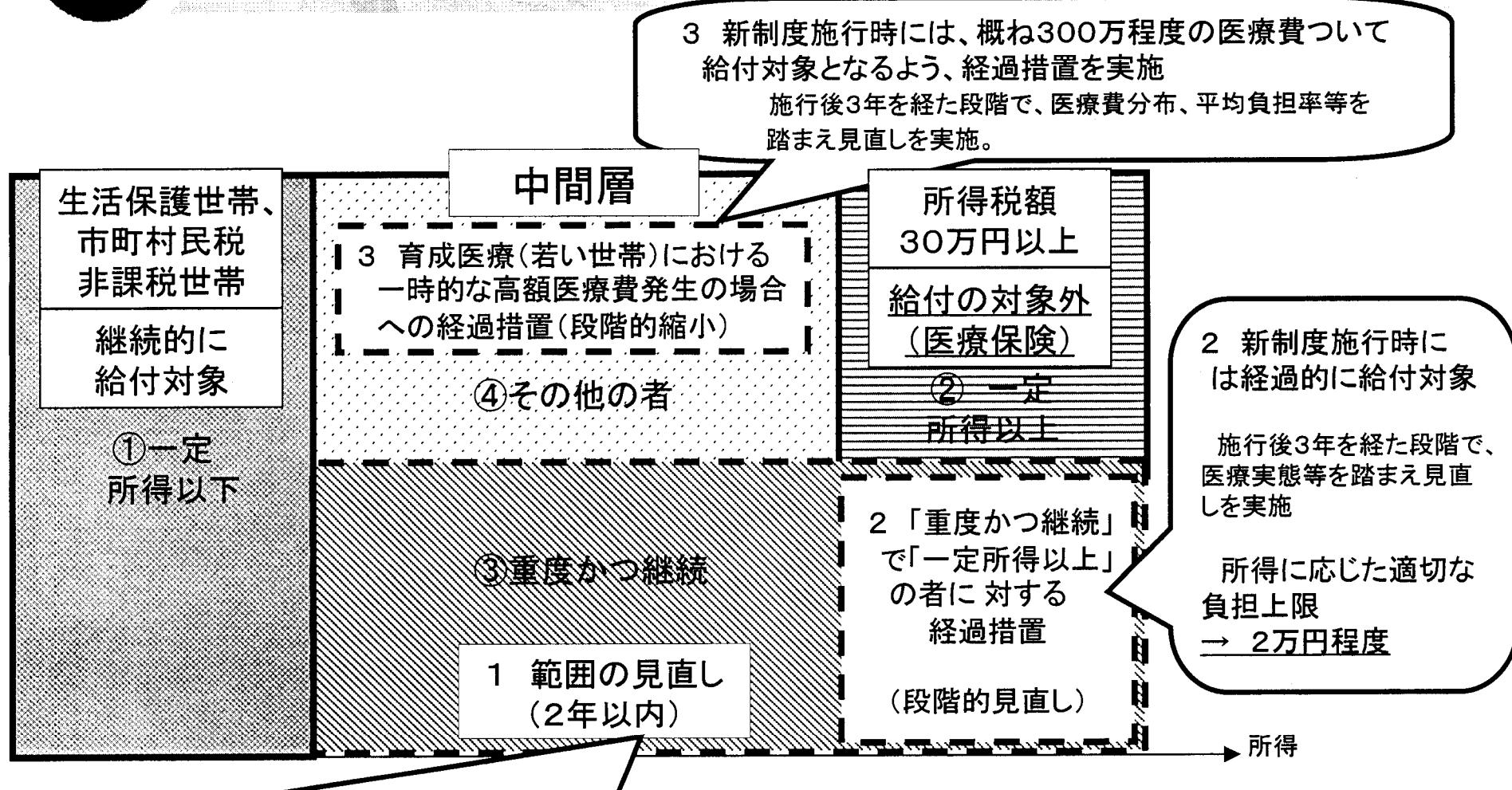
2 「重度かつ継続」であって「一定所得以上」の者に対する経過措置

「重度かつ継続」に該当するものの、高所得の者についても、制度施行時には、給付対象となるようにする。この場合の負担上限は2万円程度とする。(段階的に見直し)

3 育成医療(若い世帯)における「中間層」への経過措置

中間層において、小児の心臓疾患など高額の医療費が一時的に発生するため、実質的に育成医療の対象とはならない場合(医療保険の高額療養費に該当)も、制度施行時には、育成医療の対象となるようにする。(段階的に縮小)

制度改正案に係る経過措置等の概要(整理図)



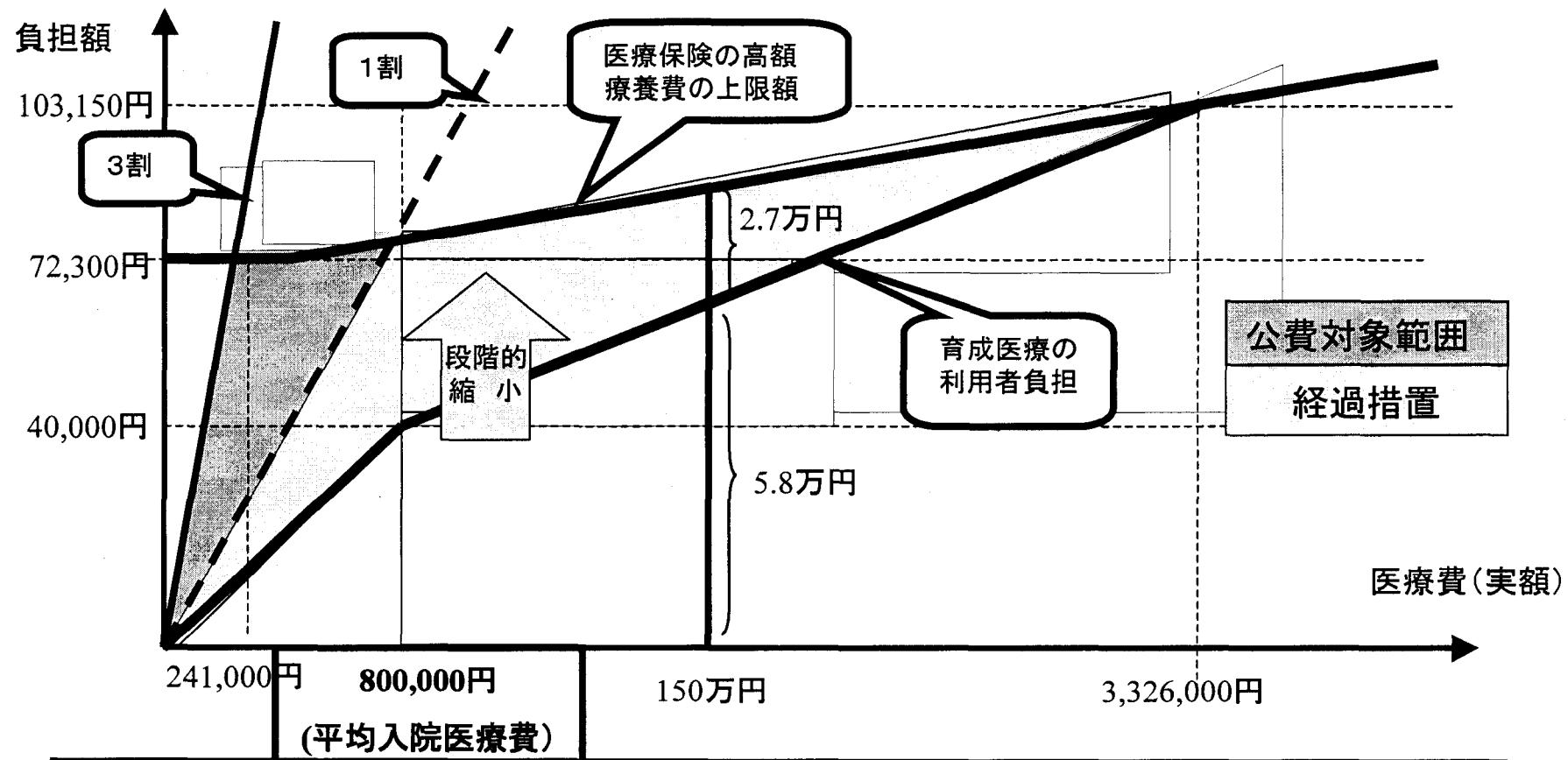
1 実証的な研究結果を踏まえ対象の明確化等を図る。当面次の者を対象。

- 疾病、症状等から対象となる者
精神………統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害

- 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
精神・更生・育成…医療保険の多数該当の者

育成医療(若い世帯)の経過措置の概要

- 施行時に平均負担率が急上昇する育成医療の激変緩和措置として、一定の年齢以下の者の入院医療費の計算において一定の控除制度を設ける。(食費の標準負担額は患者負担)
- この経過措置により、「重度かつ継続」以外の中間層(一時的に高額医療費の発生するもの)が給付対象となり、平均負担率は、1%台(現状) → 7~8%台(見直し案) → 5%台(経過措置)と推計。



- 当初の計算方式: 平均入院医療費の額まで
平均入院医療費を超える部分は

実医療費の1/2として計算
実医療費の1/4として計算

経過措置による利用者の負担の変化

モデル2 精神通院：統合失調症 デイケア等を利用 月額医療費約15万円

	現在	見直し案	経過措置
生活保護	0.75千円(5%)	0円(0%)	0円(0%)
低所得1		2.5千円(1.7%)	2.5千円(1.7%)
低所得2		5千円(3.1%)	5千円(3.1%)
所得税課税		1万円(6.7%)	1万円(6.7%)
一定所得以上		4.5万円(3割)	1.5万円(10%)

モデル4 育成医療：先天性心臓疾患 月額医療費約150万円

	現在	見直し案	経過措置
生活保護	0円(0%)	0円(0%) + 650円 × 日数	0円(0%) + 650円 × 日数
低所得1	2.2千円(0.1%)	2.5千円(0.2%) + 650円 × 日数	2.5千円(0.2%) + 650円 × 日数
低所得2	2.2千円(0.1%)	5千円(0.3%) + 650円 × 日数	5千円(0.3%) + 650円 × 日数
所得税課税	6.9千円(0.5%) ~4.4万円(2.9%)	8.49万円(5.7%) + 780円 × 日数 → 健康保険の規定通り	5.8万円(3.9%) + 780円 × 日数 → 約2.7万円の給付
一定所得以上	5.23万円(3.5%) ~ 健康保険の規定通り	15.01万円(10.0%) + 780円 × 日数 → 健康保険の規定通り	15.01万円(10.0%) + 780円 × 日数 → 健康保険の規定通り